

久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議規程の一部を改正する訓令
 久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議規程（平成25年久喜市訓令第
 10号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

総括班	市長公室危機管理課長
秘書班	市長公室秘書課長
広報・情報収集班	市長公室シティセールス課長
財政班	総合政策部財政課長
経理班	出納室長
管財班	総務部管財課長
総務・動員班	総務部人事課長
調査班	総務部市民税課長
市民生活班	市民部市民生活課長
交通住宅班	市民部交通住宅課長
行政センター班	菖蒲行政センター長
	栗橋行政センター長
	鷲宮行政センター長
環境班	環境経済部環境課長
産業班	環境経済部農業振興課長
感染者救援班	福祉部社会福祉課長
医療・救護班	健康スポーツ部健康医療課長
こども支援班	こども未来部子育て支援課長
道路・河川班	建設部建設管理課長
建築公園班	まちづくり推進部公園緑地課長
上下水道総務班	上下水道部上下水道経営課長

教育総務班	教育委員会教育総務課長
学校教育班	教育委員会指導課長
社会教育班	教育委員会生涯学習課長

別表第2を次のように改める。

市長公室危機管理課
市長公室シティセールス課
総務部管財課
総務部人事課
総務部市民税課
市民部市民生活課
市民部交通住宅課
環境経済部環境課
環境経済部農業振興課
福祉部社会福祉課
健康スポーツ部健康医療課
健康スポーツ部地域保健課
こども未来部子育て支援課
教育委員会教育総務課
教育委員会指導課

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。